

# 地 域 再 生 計 画

## 1 地域再生計画の名称

地域の拠点（小さな拠点）における購買・福祉・コミュニティ機能向上計画

## 2 地域再生計画の作成主体の名称

北海道紋別郡雄武町

## 3 地域再生計画の区域

北海道紋別郡雄武町の全域

## 4 地域再生計画の目標

### 4-1 地方創生の実現における構造的な課題

北海道雄武町はオホーツク海に面し、農林水産業が地域の基幹産業となっており、町内には4つの漁港を有し、漁港ごとに市街地が形成されている。中心市街地である「雄武地区」はスーパーやコンビニエンスストアがあるのに対し、残る3つの市街地は中心市街地から遠く離れた集落地域となっており、いずれもここ10年の間に地域から相次いで商店が姿を消した。3つの市街地は「幌内地区（中心市街地から約10km）」「魚田地区（中心市街地から約3km）」「沢木地区（中心市街地から約10km）」であり、高齢化も相まって「買い物弱者の増加」と「コミュニティ機能低下の懸念」が大きな課題となっており、民間と行政による地域の実情に応じたまちづくりとコミュニティの再構築をめざしていく必要がある。

### 【雄武町における地区別人口の推移：国勢調査】

（単位：人、％）

地区名	S35年	S45年	S55年	H2年	H12年	H22年	H22/S35
雄武地区（中心市街地域）	4,784	4,712	4,271	3,827	3,473	3,020	63.1
幌内・魚田・沢木地区（集落地域）	4,059	3,031	2,245	2,128	1,934	1,653	40.7
その他地区（農業地域等）	1,675	936	525	402	371	266	15.9
計	10,518	8,679	7,041	6,357	5,778	4,939	47.0

・人口の最盛期であった昭和35年と、平成22年の人口を比較して、中心市街の雄武地区は半数以上の63.1%を維持しているのに対し、集落地域の幌内・魚田・沢木地区は40.7%と人口減少幅が大きい。さらに、農業地域等その他地区は無人化した地区もあり、15.9%まで低下し、著しい人口減少となっている。

### 4-2 地方創生として目指す将来像

国勢調査によると雄武町の人口は昭和30年代に10,000人を超えた時期があるが、第二次ベビーブームの終息とオイルショック、バブル経済の崩壊等の影響とともに出生数が低下し、平成3年以降は自然減に転じるなど、現在の人口は最盛期の半分以下に減少した。水産業や酪農畜産業に関しては、経営の効率化や生産基盤の強化

によって、生産力の向上が図られているが、これら基幹産業並びに関連産業の維持・発展のためには、中心市街地のみならず、集落地域に住む町民が安心して暮らしていくための地域拠点とその機能を充実させ地域全体の人口維持に努めていく必要がある、その一手段として移動型の地域ふれあい拠点を導入し、各地域において活動することで、課題解決を図ることを目標とする。

**【数値目標】**

	事業開始前 (現時点)	H29年度 増加分 1年目	H30年度 増加分 2年目	H31年度 増加分 3年目	KPI 増加分の 累計
地域ふれあい移動拠点年間売上金額(千円)	3,900	1,950	5,000	5,000	11,950
地域ふれあい移動拠点年間利用者延べ人数(人)	2,100	1,050	1,050	1,050	3,150
地域ふれあい移動拠点設置拠点数・買い物に不便を感じている集落の解消地区数(地区)	0	1	1	1	3

**5 地域再生を図るために行う事業**

**5-1 全体の概要**

商工会が主体となり、冷凍・冷蔵機能をもつ2tロングトラックを改造した移動式の「地域ふれあい移動拠点」を導入、商工会加盟店から仕入れた商品を積載・運行し、特に中心市街地から離れた集落地域の地区住民センターなどを拠点として、毎週、定期的に出向いて、日用品や生鮮品の販売、代行サービスなどを行う。また、各地域における移動拠点の開設日には、福祉的取組として高齢者等の見守りや健康相談・教室を実施するとともに、地域住民と移動拠点が連携した子どもから高齢者まで集えるような各種ミニ・イベントを開催などといった、地域の住民が集うコミュニティの場となる取組も行い、地域住民のふれあい拠点づくりを計画期間の3年間において段階的かつ発展的に進めていく。

**5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業**

地方創生推進交付金(内閣府)【A3007】

① 事業主体

北海道紋別郡雄武町

② 事業の名称

地域の拠点（小さな拠点）における購買・福祉・コミュニティ機能向上事業

③ 事業の内容

（地域ふれあい移動拠点の導入・運行）

大型車両をベースに改良した移動式の「地域ふれあい移動拠点」をローン導入し、雄武町における地方創生をシンボライズ（象徴化）した車両のラッピングデザイン及び愛称を決定する。地域ふれあい移動拠点の運行は、幌内地区・魚田地区・沢木地区を中心として町内各地を巡回し、公共施設等に停泊して、生鮮品や日用品の販売、各種代行サービスなどを行う。

（雇用人材の確保と募集）

事業展開のため地元町民からの人材確保を図るとともに、地域おこし協力隊制度を活用した中で、地域コミュニティ・買い物支援協力員として募集し、登用を図る。

（ミニ・イベントの実施）

出張屋台やふれあいガーデン、地元産の新鮮市場、キッズコーナーなど、地域住民と移動拠点が連携した子どもから高齢者まで集えるような各種ミニ・イベントを実施する。

（福祉的サービスの提供）

移動販売時にあわせて、健康相談や各種講座の開催、単身高齢者等の定期的な見守り活動を実施し、必要に応じ、福祉・医療・介護等の相談サービス窓口につなげる。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

当該交付金によって、移動販売の拡充（取扱品目や数量の拡大、拠点販売によるコンビニ機能向上）が図られ、販売額の大幅な伸びが見込めることから、交付金支援終了後も事業の自走が可能となる。

このため、商品の年間売上金額を最も重要な評価指標として設定する。

【官民協働】

商工会及び加盟店（町内小売・卸売等事業者）を主体とする事業展開に、官（自治体）が側面的支援を行う。過疎地域である本町にとって、特に人口減少が著しい集落地区を含めた町全体の地域再生を図るためには、民間だけではなく、行政も協働して課題解決を図っていく必要があり、地域における先導的な具体策として実行・実現するための計画である。

事業実施主体である商工会は、これまでも小規模な移動訪問販売を実施してきたが、トラックを改造した移動型の拠点車両導入によって、商工会加盟店から品目や数量を拡大して商品を仕入れることが可能となり、移動拠点販売事業を積極的に展開することで新たな消費喚起を図るとともに、中心市街地まで移動が困難な高齢者など買い物環境が不便な町民に対し利便性を提供する役割

を担う。

また自治体は、行政のノウハウを活かし、地域住民との調整や補助金による支援、マンパワー（地域おこし協力隊の募集・任用、福祉的事業における担当職員派遣）を提供するなどの役割を担い、また、交付金支援後は、施策効果の検証を踏まえた上で、責任をもって事業展開をフォローする役割も担う。

このほか、地域金融機関は客観的視点で事業推進や効果検証にあたって、アドバイザー的な役割を担うとともに、第一次産業のまちとして生産者とも連携し、新鮮な食材の生産・仕入れ・販売を行うことにより、地産地消を推進する。

更に地域住民は、サービスを受けるだけではなく、ミニ・イベントなどのコミュニティ維持に関する事業の主体的な役割を担う。

#### 【政策間連携】

地域内における販売力・購買力・商業者の所得向上や買い物弱者対策のみならず、高齢者等見守り機能などの福祉対策、地域コミュニティ・集落活性化、雇用の確保創出・人材育成など、政策分野の枠を超えて、地方創生の効果発揮に寄与されるものである。

##### （福祉対策）

町が主催する健康に関する相談や教室を、移動コンビニの巡回時に合わせて実施することで、町民の健診受診率の向上や疾病等の早期発見につなげる。また、独居等高齢者世帯を定期的に巡回・見守りを行い、必要に応じて福祉・医療・介護サービス等の窓口につなげるなど、安心して暮らし続けることが可能な地域づくりに寄与することができる。

##### （コミュニティ・集落活性化対策）

移動販売やミニ・イベント等の実施によって、単に買い物利便性の向上だけでなく、町内各地区において人々が集い、地域コミュニティの維持向上に寄与することができ、また、間接的には地域集落の活性化に貢献し、主に第一次産業関連の従事者の維持確保を図ることができる。

##### （雇用創出・人材育成）

地元町民の雇用確保や、地域おこし協力隊等外部人材の雇用拡大につながる。また近年、町外からの採用職員が増加する中、当該事業に積極的に関わることによって「地域に出向く町職員」として顔を知ってもらいきっかけづくりにもなり、職員研修としての施策効果も出現する。

#### 【その他の先導性】

地域内における販売力・購買力の向上、買い物弱者対策、高齢者等見守り機能、地域コミュニティの維持向上、雇用拡大・人材育成など、政策分野の枠を超えた先導的な取り組みにより、人口減少に歯止めを掛ける。

⑤ 重要業績評価指標（KPI）及び目標年月

【数値目標】

	事業開始前 (現時点)	H29年度 増加分 1年目	H30年度 増加分 2年目	H31年度 増加分 3年目	KPI増加分の 累計
地域ふれあい移動拠点年間売上金額 (千円)	3,900	1,950	5,000	5,000	11,950
地域ふれあい移動拠点年間利用者延べ人数 (人)	2,100	1,050	1,050	1,050	3,150
地域ふれあい移動拠点設置拠点数・買い物に不便を感じている集落の解消地区数(地区)	0	1	1	1	3

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

当該事業の各年度終了後に、地域住民自治組織（各地区自治会等）代表、利用者代表、金融機関職員、行政担当者による評価会議を開催、検証を行い評価報告書を作成する。

【外部組織の参画者】

地域住民自治組織（各地区自治会）代表（会長、役員）、利用者代表（老人クラブ、婦人部等）、金融機関職員、行政担当者（産業振興課長・保健福祉課長・財務企画課長）

【検証結果の公表の方法】

当該事業における各年度終了時に、各地区自治会代表、利用者代表、金融機関職員、行政担当者による評価会議を開催、検証を行った上で企画担当部署が「評価報告書」を作成する。

この「評価報告書」については、町広報紙及びホームページに掲載するとともに、事業の改善等に向けたパブリックコメント（意見公募）を実施する。

また、議会に対しては「評価報告書」の説明を行った上で、意見交換する機会を設ける。

⑦ 交付対象事業に要する経費

① 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 39,660 千円

⑧ 事業実施期間  
地域再生計画認定の日から平成 32 年 3 月 31 日まで

⑨ その他必要な事項  
特になし

### 5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置  
該当なし

#### 5-3-2 支援措置によらない独自の取り組み

地域ふれあい移動コンビニ展開支援事業

事業概要：商工会が主体となり、冷凍・冷蔵機能をもつ 2 t ロングトラックを改造した移動式の「地域ふれあい移動拠点」を導入、商工会加盟店から仕入れた商品を積載・運行し、特に中心市街地から離れた集落地域の地区住民センターなどを拠点として、毎週、定期的に出向いて、日用品や生鮮品の販売、代行サービスなどを行う移動宅配事業に対し、町が補助支援を行う。

実施主体：雄武町商工会

実施期間：平成 29 年度～

## 6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成 32 年 3 月 31 日まで

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

### 7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

地域住民自治組織（各地区自治会等）代表、利用者代表、金融機関職員、行政担当者による評価会議を開催し、検証を行った上で「評価報告書」を作成するとともに、議会に対しては「評価報告書」の説明を行った上で、意見交換する機会を設け、目標の効果的な実現に向けて、必要な計画の見直しや変更を行う。

目標に対する実績値については、各年度末経過時点で事業主体からの報告により把握する。

### 7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

当該事業の各年度終了時に評価を行うことを基本としつつ、KPI の達成状況を中心とした検証を行う。

【数値目標】

	事業開始前 (現時点)	H29 年度 増加分 1 年目	H30 年度 増加分 2 年目	H31 年度 増加分 3 年目	KPI 増加分の 累計
地域ふれあい移動拠点年間売上金額(千円)	3,900	1,950	5,000	5,000	11,950
地域ふれあい移動拠点年間利用者延べ人数(人)	2,100	1,050	1,050	1,050	3,150
地域ふれあい移動拠点設置拠点数・買い物に不便を感じている集落の解消地区数(地区)	0	1	1	1	3

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

各年度末経過時に取りまとめる「評価報告書」を町広報誌及びホームページに掲載するとともに、事業の改善等に向けたパブリックコメント（意見公募）を実施する。